

「伊丹市障害福祉計画（第7期）・伊丹市障害児福祉計画（第3期） （案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

このたび、お寄せいただきましたご意見と、それに対する伊丹市の考え方を下記のとおりとりまとめたので公表します。

1. 案 件 名 「伊丹市障害福祉計画（第7期）・伊丹市障害児福祉計画（第3期）（案）」
2. 募 集 期 間 令和5年12月18日（月）～令和6年1月16日（火）【30日間】
3. 資料閲覧場所 障害福祉課・こども福祉課窓口、各支所・分室、くらしのプラザ、市民まちづくりプラザ、「ふらっと」人権センター、図書館「ことば蔵」、総務課（行政資料コーナー）、まちづくり推進課窓口・こども発達支援センター・障害者福祉センター
4. 応募資格 本市の区域内に住所・勤務先・通学先を有するもの
本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
5. 意見提出方法 書面にて各閲覧場所へ提出。郵送、ファックス、市ホームページから電子申請も可。
6. 提出件数 6件（2人）

郵 送	ファックス	電子申請	持 参	合 計
—	—	3件（1人）	3件（1人）	6件（2人）

7. 提出されたご意見及び市の考え方

提出者 No.	意見 No.	意見内容	市の考え方
1	1	<p>第7期障害福祉計画(案)における重要案件である「精神障がい者の地域生活支援」の取り組み案(P32)に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築があり、ここでは精神保健分野・精神医療分野・福祉分野に加えて当事者にも参加してもらい、当事者からの不安点を反映するとありますが、精神障がい者以外の障がい者(知的障がい者)においても当事者や家族が直接参加できるような環境作りをお願いします。</p> <p>(具体的には自立支援協議会の地域生活支援拠点部会への当事者・家族として参加を希望、市民に周知する為に地域生活支援拠点部会の傍聴を認めてもらいたい)</p>	<p>障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者(児)の地域生活支援をさらに推進するうえで、多様なテーマを取り扱う地域生活支援拠点部会への当事者や家族の参加を認めることは必要なものと考えておりますので、今後は、委員としての参加について調整を図ってまいります。</p> <p>地域生活支援拠点部会の傍聴につきましては、個人情報が含まれた支援困難事例の検討を通じて、課題や情報を共有することもあるため、取り扱うテーマを考慮しながら、傍聴の可否を判断してまいります。</p>
	2	<p>次に、第7期障害福祉計画(案)で取り組むグループホームの整備促進(P32からP35)についてですが、障がい者の高齢化を踏まえて健康面安全面に特に配慮を要するグループホームの需要と供給を踏まえた必要な整備を進めるとありますが、高齢知的障がい者(高齢障がい者)の場合は高齢化で、毎日作業所等に通所出来なくなってしまう時期が必ずきます。その場合、日中も滞在できるグループホームが必要です。又、そこで掛かる費用についても障害福祉年金範囲内(国・市による入居補助設立含む)であることを要望します。</p>	<p>65歳に到達した、いわゆる高齢障がい者等におきましては、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになります。高齢知的障がい者等の日中支援におきましては、まずは介護保険サービスをご利用いただき、併用が可能な障害福祉サービスについても検討するなど、個々の状況に応じ、適切なサービスの支給等の支援を行ってまいります。</p> <p>日中も滞在できる、いわゆる日中サービス支援型グループホームにつきましては、令和6年1月現在で市内に3か所あります。障害者グループホーム新規開設サポート事業等のさらなる周知を図ることで、引き続き、当該サービスが提供できる事業所の誘致に努めてまいります。</p> <p>グループホーム入居による費用等につきましては、個人により状況が様々であるため、一律の基準を設けることは難しいと考えますが、費用等にお困りの場合は、障害福祉課を含め市役所の各相談窓口にて、ご相談に応じてまいります。</p>

	3	<p>第7期障害福祉計画(案)における高齢化への対応(P35)の取り組みで介護保険サービスの利用負担の軽減制度及び円滑な利用促進とありますが具体的にはどのようなものか教えてください。</p> <p>現状、65歳までは障害福祉サービスでそれ以降介護保険サービスになる運用ですが(65歳で福祉サービスは消える)(P77)で記載あるステージに応じた切れ目のない支援制度の推進という点から考えると、65歳で障害福祉サービスが消えるのではなく、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用(障害者の利用負担考慮した)の仕組みを作ってほしいと思います。</p>	<p>利用負担の軽減および利用促進の具体的内容とは、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合、原則介護保険サービスの利用が優先される中で、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じること等に対し、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)するというものです。</p> <p>また、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用につきましては、市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが既に可能となっております。</p>
2	1	<p>64Pの【確保のための方策】について詳細な内容を追加してはどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳設置を下記の場所に設置する。(伊丹市障害者福祉センター(アイ愛センター)・ハローワーク伊丹・市立伊丹病院前の薬局) 	<p>手話通訳者については、市役所および伊丹市立障害者福祉センター(アイ愛センター)の2か所に配置することとしております。</p> <p>ハローワーク伊丹は国(厚生労働省)が運営する機関であり、手話通訳士の配置のあり方については市の判断が及ぶところではありませんが、障がい当事者や関係団体から市に寄せられた通訳配置に関する意見は共有しております。</p> <p>市立伊丹病院前の薬局は民間企業であるため、本市による手話通訳者の配置はありません。</p>
	2	<p>他に追加について。「手話マーク」、「筆談マーク」(全日本ろうあ連盟)が新しくなったので、普及してください。</p>	<p>本市では、聞こえが不自由な方へ適切な配慮を行うため、意思表示ができるカードを作成し、市広報やホームページ等にて市民に周知しております。</p> <p>今回ご意見いただきました「手話マーク」につきましては、市役所等で配付している障がい者等に役立つ情報を掲載した冊子「福祉の手引き」にマークの概要等を掲載しておりましたが、今後は「筆談マーク」と併せて、障害福祉課窓口にて掲示を行うとともに、ホームページ等に掲載することで、広くマークの周知を図り、聴覚障がい者等が暮らしやすい地域づくりに努めてまいります。</p>
	3	<p>アイ愛センターの閉館時間(21:00)直前に職員から「早く出るように」と注意ある。言われなくても団体として自己責任で利用したい。</p>	<p>施設の閉館時間は、伊丹市立障害者福祉センター条例第6条に定められており、平日は21時(日、祝は17時半)となっております。</p> <p>伊丹市立障害者福祉センター(アイ愛センター)を含む市内公共施設は、条例により一定のルールをもって運用しておりますので、職員からの声掛けについてもご理解をいただくとともに、施設の円滑かつ安全な運用にご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>